

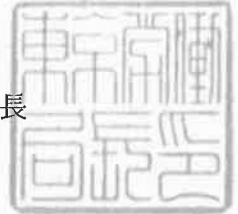
令和 3年 8月 2日

キャリアアップ助成金正社員化コース／生産性要件（3年前比較）支給決定通知書







殿

東京労働局長



令和 3年 3月 29日付けで申請を受け付けたキャリアアップ助成金正社員化コース／生産性要件（3年前比較）について、下記のとおり支給とすることに決定しましたので通知します。

記

1 助成金 助成金支給番号  助成金名称 キャリアアップ助成金正社員化コース／生産性要件（3年前比較）	
2 対象事業主／対象事業所 事業所番号  	
3 支給決定金額	570,000 円
4 振込先金融機関口座	
5 備考	

- 「不正行為により助成金の支給を受けた場合」、「助成金の支給すべき額を超えて支給を受けた場合」、「支給の目的に違反した場合」のいずれかに該当した場合は、キャリアアップ助成金の返還を求めます。
- 助成金の支給に関しては、当労働局長が必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 本支給決定に係る関係申請書類は、支給決定の翌年度から5年間保存しておいてください。
- キャリアアップ助成金は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断しています。
※寄附制限の例外に該当しない場合、当該助成金等交付の決定通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

※ 上記支給決定金額の振込み時期につきましては、支給決定年月日の当月25日以降を予定しております。